

いじめの防止等のために

教職員用ハンドブック

いじめられている子どもは、なぜ「いじめられている」と言えないの？

「一人ぼっちになりたくない」

「みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない」

「親に余計な心配をかけたくない」

「大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安」

「自分が悪いのではないか」

「なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない」

という苦しい思いで悩んでいるから、打ち明けられないのです。

一方で、**「でも気づいてほしい」**

という相反する思いも心の底にあります。

この子どもの心情を受け止められる教職員の感性、子どもの発する小さなサインに気付く教職員の人権感覚、さらには、子どもとの信頼関係を築くため、日頃からの心の交流が求められています。

子どもたちは、教職員が本気かどうかを驚くほどよく見ています。その姿勢が子どもたちへの説得力になり、子どもたちのいじめを防ぐ力、克服する力を引き出すのではないのでしょうか。

- ・ いじめは人として絶対に許されない行為である。
- ・ 教職員は全力をあげていじめられている子どもを守る。
- ・ 自らの命を決して絶ってはならない。

この3点を、心を込めて子どもに伝えることが大切です。



目 次

I	いじめの定義	1
II	いじめの構造	1
III	最近のいじめの特徴	
1	特徴	2
2	ネットいじめ	3
3	特別な教育的支援の必要な児童生徒といじめの問題	3
IV	いじめ発見のチェックリスト	4
V	いじめへの対応	
1	学校及び教職員の責務	6
2	組織的な対応・連携	6
3	いじめられている子ども（被害者）への支援	7
4	いじめている子ども（加害者）への指導	8
5	周りの子どもたち（観衆・傍観者）への指導	9
6	ネットいじめへの対応	10
7	保護者への対応	
	・被害者の保護者への対応	11
	・加害者の保護者への対応	11
8	重大事態への対応	12
VI	いじめの未然防止	
1	京都府いじめ調査について	13
2	学級経営	13
3	教職員の言動・姿勢	14
4	いじめの理解と教職員研修	15
5	家庭・地域社会との連携	16
VII	相談に関する専門機関(子ども・保護者に紹介している連絡先)	18

【参考】

- ・ **グラフ1** 全国のいじめの認知(発生)件数の推移
平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」…………… 1
- ・ **グラフ2** いじめの態様
平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」…………… 16
- ・ **グラフ3** いじめに関する意識
平成26年度「全国学力・学習状況調査」…………… 16

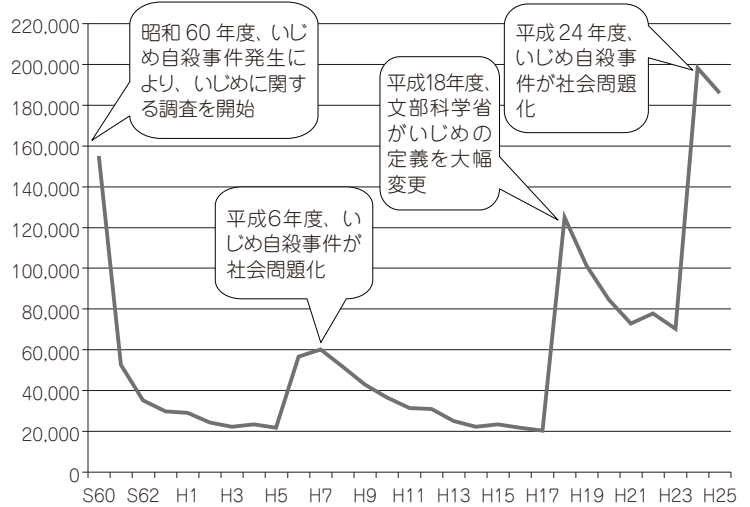
I いじめの定義

昭和60年度、全国各地でいじめによる自殺事件が発生し、文部省(当時)が初めていじめに関する調査を開始し、翌年「いじめの定義」が示されました。平成6年度には愛知県で発生した中学生いじめ自殺事件が社会問題化し、定義が一部変更されました。

その後、平成18年度にもいじめ自殺事件を機にいじめの実態をより適切に把握するため、定義が大幅に変更されました。

さらに、平成23年に発生した大津市でのいじめ自殺事件を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その中で「いじめ」は次のように定義されています。

グラフ1 全国のいじめの認知(発生)件数の推移(全校種を含む)



出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 文部科学省

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

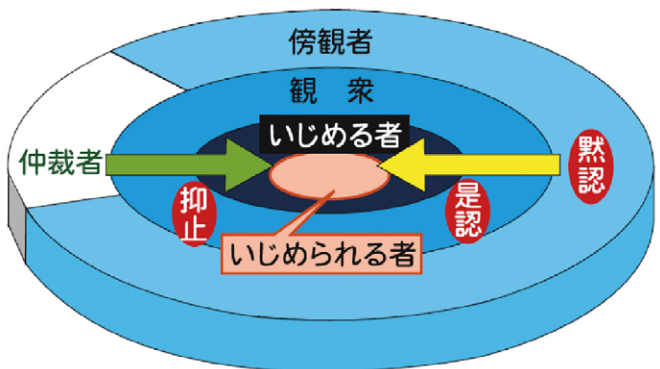
※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

II いじめの構造

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

主に学校や学級という空間の中で、一部の児童生徒のノリや感覚的嗜好により「生意気」「変わっている」など身勝手な理由で、悪口、陰口、いたづら、使い走りなど**特定の児童生徒に対して意図的かつ悪意のある行為**がなされます。さらに、それらを放置すると群集心理が重なって、無視、忌避・排除（仲間はずし）、金品強要、犯罪教唆、暴行等、**徐々に行為がエスカレート**していくことがあります。

いじめは意識的かつ集団的に行われることが多く、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切られて絶望的な心理に追い込まれます。**最悪の場合、被害者の児童生徒が登校できなくなったり自殺に追い込まれる場合**もあります。しかし、そこには、ある個人を**意図的に孤立**させようとする構図だけではなく、「遊び」や「ふざけ」といった**無意図的**な構図も前提にあり、いじめている者にいじめをしているという認識がなく、結果的にいじめが深刻化していくという面もあります。しかも、いじめは「いじめる者」と「い



じめられる者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で見て見ぬふりをしたりおびえている「傍観者」が存在する**四層構造**になっていることが多いのです。周りにいる「観衆」や「傍観者」が是認・黙認していると、いじめがエスカレートしていきます。

さらに、こうした四層構造は決して**固定化されたものではなく**、「いじめる者」「いじめられる者」「観衆」「傍観者」の立場は、入れ替わる場合もあります（流動化）。

いじめの多くが同じ学級の児童生徒の間で発生することを考えると、日頃からの学級経営、とりわけ人権尊重の視点に立った学級づくりが大切です。学級全体に「いじめを絶対に許さない」という**規範意識が形成され**、いじめが起こりそうになっても傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。また、いじめはエスカレートしてからでは対応が難しくなるケースが多く、教職員や保護者がいじめを**早期に発見**し、組織的かつ丁寧に指導することが大切です。

また、いじめは学校内だけで起こるとは限りません。他校の児童生徒や他校種の児童生徒の間でも起こることがあります。このような事象に対応するためには、学校間や校種間の連携協力体制の整備、学校と家庭、地域社会が組織的に連携・協働する体制の構築や警察、児童相談所等関係機関との適切な連携が重要です。それとともに、教職員が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合うことが何よりも大切です。

III 最近のいじめの特徴

主に学校という空間の中で、交友関係のストレスや**その場の「雰囲気（空気）」という感覚的な動機**によるものが多いことが最近の特徴です。また、いじめられている者が深く心の傷を負っているにもかかわらず、いじめる側からすればいじめている認識がきわめて低い、という**両者の温度差の大きさ**が問題です。

1 特徴

感 覚 的

…いじめの動機が感覚的なものであることが多く、相手の良さを認めず、いじめることで自分の存在感を示せたと錯覚することがあります。

ゲ ー ム 化

…遊び半分で行われ、指摘されても加害者にうしろめたさや罪の意識が弱く、いじめを認めない、責任転嫁をする子どもや保護者が見られます。

陰 湿 化

…方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われます。アリバイをつくっていじめを行う場合もあります。

見えにくい

…保護者や教職員に見えにくい場面で起こるため、深刻な事態に発展するまでいじめが認知されないことがあります。

集 団 化

…集団で行われ、集団からはみ出すものは誰でもいじめの対象になり得ます。また、それを見ている周囲の児童生徒の是認、黙認により、いじめられる側は一層孤立させられます。

一 般 化

…特別な問題行動の見られない児童生徒の間でも発生します。

流 動 化

…いじめる者、いじめられる者、観衆、傍観者の立場が入れ替わります。いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感からいじめる場合があります。

孤立への不安

…仲の良いグループ内でもいじめは発生します。孤立を恐れて、いじめられていても、「いじめられていない」と主張し、グループを抜けたがらないケースも見られます。

ネット化

…携帯電話・スマートフォン等を使ってウェブサイトや電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で行われるネットいじめが増えています。

2 ネットいじめ

◎ 携帯電話・スマートフォンやパソコンを通じて情報を発信し、特定の人物に対して屈辱感、恐怖感、無力感を与えるなど、**精神的に苦しめる**ことです。

◎ 誹謗・中傷の書き込み、個人情報の流布、動画・画像の掲載・投稿、なりすましメール、チェーンメール等の事例があります。

◎ 一度流された情報は、**瞬時に不特定多数の目に触れ**、回収が不可能になることから、甚大な被害となります。

◎ ネット世界では、自分のことを明らかにせず情報を発信できる（匿名性）ため、心理的抵抗をあまり感じず、いじめに荷担しやすく、**広がりやすい**と言えます。また、簡単に加害者にも被害者にもなることが特徴です。

◎ 最近では、中学生が小学生を暴行する場面を録画して、動画投稿サイトにアップするなど、**いじめと各種情報サービスが結びついた事例**が多く見られます。

3 特別な教育的支援の必要な児童生徒といじめの問題

◎ 特別な教育的支援の必要な児童生徒については、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、保護者との連携を含めて**丁寧な対応に努める**必要があります。

◎ 特別な教育的支援の必要な児童生徒については、集団生活にうまく適応し、からかいや仲間はずしの対象とならないよう、周囲の児童生徒との関係について**特に注意深く見守り、児童生徒が互いに尊重しあえる集団づくりを日頃から心がける**必要があります。

◎ 特に発達障害や発達障害の疑いのある児童生徒については、まず教職員が発達障害についての**正しい理解と認識を深め**、どのようなことに困っているのか、把握する必要があります。

◎ 特別な教育的支援の必要な児童生徒については、つまづきや失敗が繰り返された結果、自尊感情が損なわれ、不登校や引きこもり、あるいは暴力等の行動面の課題となって現われることがあります。普段からその特性に応じた適切な指導と必要な支援を行い、集団の中で達成感を得る体験を積み重ねるなど、**早期発見と予防的対応**が重要です。

Ⅳ いじめ発見のチェックリスト

	サイン	チェック
登校時	遅刻・欠席が目立つようになる。	
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つようになる。	
	他の子どもより早く登校する。	
	挨拶や出席確認の時に声が小さい（しない）。	
	担任が来るまで廊下で待っている。	
授業中	一人遅れて教室に入ってくる。	
	周囲の子どもから座る場所（机・椅子等）を避けられる。	
	用具、机、椅子等が散乱している。	
	机、教科書、ノート等に落書きや汚れがある。	
	教科書や学習用具が隠されたり、なくなったりする。	
	提出物や授業道具等の忘れ物・紛失が目立つ。	
	授業中ぼんやりしたり、うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
	正しい答えを冷やかされたり、笑われたりする。	
	発言すると周囲がざわつく。	
	ゲーム中にパスが渡らない。ボールを拾いに行かされる。	
	係等を決めるときに、ふざけ半分で推薦される。	
	グループ分けなどで孤立し、話し合いの輪に入れない。	
その子へのプリント類の配布を嫌がる雰囲気がある。		
実験等の後片付けをいつもさせられている。		
休憩時間	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
	教室や図書室に一人である。	
	今まで一緒だったグループから外されている。	
	居場所がなく階段や廊下をウロウロしている。	
	教室移動のとき、荷物を持たされている。	
	プロレスごっこで負ける役、鬼ごっこで鬼の役をさせられていることが多い。	
	遊んでいる時にも特定の相手に必要以上に気を遣う。	
遊びで使った道具の後片付けをいつもさせられている。		
一人で寂しそうに教室に戻ってくる。		
昼食・清掃時	その子が配膳すると嫌がられる。	
	食べ物にいたずら（盛り付けない、多く盛り付ける、意図的な配り忘れ）をされる。	
	机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	笑顔がなく、黙って一人で食べている。	
	給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	準備や片付けなどを押し付けられている。	
	その子の机や椅子が運ばれず、放置されている。	
	その子の机や椅子が蹴られたり、掃除用具で叩かれたりする。	
	他の子と離れ、一人黙々と掃除している。	
	皆の嫌がる分担をいつもしている。	
	目の前や机の周囲にごみを捨てられる。	
清掃が終わっても、後片付けを一人でしている。		
掃除の後の授業に遅れてくることがよくある。		

	サイン	チェック
部活動・学校行事	部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。	
	一人で、大変な仕事（準備、片付け）をさせられている。	
	特定の子どもだけが、集中的に練習させられている。	
	練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている。	
	用具を隠される。	
	休憩中に一人でいるなど孤立している。	
	ペア練習の時、いつも取り残される。	
	他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りをさせられたりしている。	
終わりの会・放課後・下校時	特定の子どもが終わりの会で追及される。	
	何か問題が起こると、いつも特定の子のせいにされる。	
	鞆、靴、傘等、持ち物が隠されたり、紛失したりする。	
	机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている。	
	ごみ箱の中やトイレに持ち物や衣服が捨てられている。	
	急いで下校する。又は、いつまでも学校に残っている。	
	皆の荷物を持たされる。	
	通常の通学路を通らずに帰宅する。	
	自転車通学なのに、自分の自転車に乗らず、たびたび走らされている。	
学校生活全体を通して	元気がなくぼんやりしていることが多い。	
	頭痛や腹痛等を訴え、保健室やトイレに頻繁に行く。	
	保健室や相談室に来る回数が増える。	
	特に用事がないのによく職員室に来る。	
	教職員に相談したそうに寄ってくる。	
	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷などが見られる。	
	沈んだ表情や緊張した様子、おどおどした様子が見られる。	
	不自然な言動が見られ、周囲の動向を気にする。	
	教職員と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。	
	様々な場面で笑いものにされたり、からかわれたり命令されたりする。	
	叩かれる、押される、蹴られるなど、ちょっかいを出される。	
	悪口を言われても、曖昧な笑いでごまかしている。	
その他	必要以上のお金を持っている。	
	席替えや班決めで特定の子どもの隣や近くの席を嫌がる。	
	ふざけた雰囲気の中で、クラス委員等が選ばれる。	
	掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらされる。	
	校舎内の柱や壁等に悪口や傷つくような内容の落書きをされている。	
	嫌がらせ（中傷）の紙切れやメモがある。	
	陰口を言われている。	
	一人で行動することを嫌い、1日中特定のグループで固まって行動している。	
	特定の子どもを無視したり、仲間だけに分かるようなサインを使っている。	

※このチェックリストは、いじめ発見のためのポイントを示しています。この他様々な場面を想定し、子どもたちの小さなサインを見逃すことのないようにすることが大切です。

V いじめへの対応

1 学校及び教職員の責務

「いじめ防止対策推進法」第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

各学校では、従前から、いじめは人として絶対に許されない行為として、全力をあげて子どもたちを守ることに努めてきましたが、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、組織的にいじめの防止等に取り組むことが学校及び教職員の法的責務として規定されました。「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「京都府いじめ防止基本方針」の内容を十分に理解し、いじめの問題に日頃から適切に取り組むことが必要です。

2 組織的な対応・連携

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。（京都府いじめ防止基本方針より）

いじめに関する情報が寄せられたら、情報を正確に聞き取るとともに、通報者に迷惑が及ばないようにするためのルール化が必要です。また、誰もが相談できるよう、通報・相談の窓口を整備・公開しておく必要があります。

いじめ、あるいはその兆候が見られたら、一部の教職員で抱え込むことなく、いじめ対策組織にすべての情報をもれなく伝えて共有し、組織的に対応することが重要です。



- ◎ 報告を受けた教職員は、くれぐれも自分の責任と思いつめたり、**解決を焦らない**ことです。個人の判断だけで指導せず、管理職等に報告、相談します。
- ◎ いじめやその兆候が見られた場合、いじめ対策組織を中心に、全教職員で**迅速に情報を共有**し、指導の方向性の共通理解を図ります。
- ◎ いじめの事実関係の把握は、**複数の教職員により正確かつ迅速に行います**。なお、個人情報の取扱いについては十分留意します。
- ◎ いじめの事実確認の聴取は、原則として「被害者→周囲にいる者→加害者」の順で行い、児童生徒が安心して話せる場所や時間帯について配慮をします。



- ◎ 学校でいじめが確認された場合、担任等の精神的負担は相当なものであり、学校全体で**フォローする体制と全教職員が一致して解決しようとする意識が大切**です。
- ◎ 学校はいじめの問題を隠蔽せず、教育委員会への迅速な報告・連絡・相談を行い、**緊密な連携を図る**ことが大切です。
- ◎ 学校は、いじめの概要や対処方針、さらにはスクールカウンセラー等とともに検証したアンケート結果を、**保護者や地域住民にお知らせし、理解を得るよう努める**ことが大切です。
- ◎ その都度、時系列に沿った経過記録や簡単な報告書を作成しておくことが必要です。



- ◎ 暴行や恐喝等の犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、**警察や児童相談所等関係機関と連携**して対応することが必要です。
- ◎ これまで、とすれば警察との連携に躊躇する面が見られましたが、「社会で許されない行為は子ども間でも許されない」との認識に立ち、**毅然とした対応**をとることも重要です。
- ◎ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害者を守るために、さらには学校の秩序を守るために、教育委員会と連携しながら、加害者に対して**出席停止や懲戒等の措置**を講じることも必要です。
- ◎ いじめられた児童生徒が、登校できなくなった場合、学習権を保障する観点を忘れず、支援の方策を考えます。

3 いじめられている子ども（被害者）への支援

くれぐれも、「いじめられる側にも問題がある」「昔もいじめはあった」という考えはもたないようにします。何より本人の訴えを**共感的態度で親身になって受け止め**、絶対に守り抜く姿勢を伝えることが大切です。

安心感を与える



- ・発見、うわさ、訴えのいずれであっても、事実を伝えることは本人にとって勇気のいることなので、ゆっくり語りかけて**緊張感をときほぐします**。
- ・担任を中心に、児童生徒にとって話しやすい教職員が対応に当たります。
- ・**秘密を守る**ことを約束します。

気持ちに寄り添う



- ・つらさ、悔しさなどを**温かく受け止めます**。
- ・いじめの事実を具体的に把握します。本人の気持ちを考えて、一時にすべてを把握しようとはせず、場合によっては複数回、複数の教職員で対応することも必要です。
- ・本人が何をしてほしいのかなど、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考えます。

気持ちを安定させる



- ・仕返し、仲間はずしなどの**不安を除去する**具体的な手立てを示します。
- ・いじめから**全力で守る**ことを約束します。
- ・大人に相談することの重要性を伝えます。

自信をもたせる



- ・欠点の指摘は避けます。特に「自分が悪かった」と思わせるような内容は避けます。
- ・良い点を認め励ますなど、**自信回復への積極的支援**を行います。

仲間づくりへの援助

- ・自尊感情、自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気や活躍の場をつくり、支援します。
- ・児童生徒の表面的変化により解決したと判断せず、見守りながら支援を継続します。

4 いじめている子ども（加害者）への指導

いじめは、「命に関わる重大なこと」になりうるものであり、「絶対に許されない」という毅然とした態度で臨みます。一方、加害者がいじめに向かった背景には、様々な心理的背景があることから、その理解にも努めます。

また、被害者の心の痛みに気づかせ、加害者の状況も見ながら内面に深く迫る指導を粘り強く行うことが大切です。迅速な指導が求められますが、解決を急ぐあまり不満や遺恨を残したり、**陰湿化・潜在化したりすることのないよう**注意深く継続的に指導していく必要があります。

なお、加害者が好意から行った行為が意図せずに被害者に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、悪意がなかったことを十分加味した上で対応する必要があります。

事実の確認



- ・事実関係、原因、背景等の**客観的情報**を早急かつ慎重に収集します。
- ・加害者が複数の場合、口裏合わせができないような工夫をします。

指導の雰囲気づくり



- ・言葉に耳を傾ける姿勢をつくらせます。
- ・加害者がいじめを認めない場合は、いじめという言葉を使わず、**どのような行為**をしたのかを少しずつ確認し、その是非を被害者の気持ちを踏まえて考えさせることも必要です。

反応に応じた指導



- ・被害者への責任転嫁を許さず、嘘やごまかしのない**事実確認**を行います。
- ・**加害者の心理的背景の理解**に努めるとともに、問題を繰り返さないよう、適切な解決方法を示します。
- ・いかなる理由があろうとも、いじめを正当化することがあってはなりません。

反省を促す指導



- ・毅然とした態度で、**いじめは絶対に許されない行為**であることを理解させ、いじめを完全にやめさせます。
- ・相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかに気づかせるとともに、**人権と生命の尊**さを理解させます。
- ・いじめに至った**自分の心情や立場を振り返らせ**、今後の生活の仕方について考えさせます。

反省を深化させる指導

- ・孤立させることなく、学級活動等を通じて、**所属感や成就感をもたせる**とともに、教職員や他の児童生徒との好ましい人間関係づくりを支援します。
- ・謝罪だけを目的とした形だけの仲直りにならないようにします。
- ・**長期的な観察と支援**を続けます。
- ・他の教職員や周囲の子どもから、その後の情報を引き続き収集します。

5 周りの子どもたち（観衆・傍観者）への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級や学年全体の問題として考えることが必要です。放置するといじめがエスカレートする可能性があります。一方、適切に指導すればいじめの抑止力が高まります。指導においては、**感情的にならず冷静に**、「いじめは絶対に許さない」という教職員の毅然とした姿勢を示すことが大切です。

状況把握



- ・ いじめの認識の有無を、様々な立場にいる複数の児童生徒に確認します。
- ・ 同時に、いじめを助長する雰囲気や行為、発言がなかったかを確認します。

全体指導の可否判断



- ・ 被害者の孤立感の度合いをつかみ、慎重に判断します。
- ・ 被害者とその保護者の了解と配慮が必要です。

全体指導で自分の問題として自覚させる



- ・ 他人事ではなく、自分の問題として捉えさせます。
- ・ いじめの構造や心理面の指導を行います。
- ・ 観衆や傍観者の行動が**被害者の心情**に影響を与えることを理解させます。
- ・ 仲裁者が声を出しやすい雰囲気を作り出すことに努力します。
- ・ 高圧的、一方的な指導に陥らないよう、児童生徒の内面に訴えかけるよう心がけます。

指導のまとめ

- ・ いじめの問題に、教職員が**本気で取り組んでいる姿勢**を示すことが大切です。
- ・ 友人や教職員、あるいは大人に知らせることが、「チクリ」ではなく、**正義感に基づく勇気ある行動**であることを理解させます。
- ・ **情報提供者（児童生徒）に迷惑が及ばないよう配慮**することを約束します。
- ・ 被害者、加害者をともに集団に受け入れる雰囲気づくりを支援します。

6 ネットいじめへの対応

ネットいじめは名誉毀損や侮辱罪等の犯罪行為となる可能性があります。警察が捜査すれば、掲示板や SNS 等の利用記録を照会することができ、個人が特定される場合があります。

書き込み内容の確認



誹謗・中傷等の書き込みの相談が子どもや保護者からあった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等の URL を保存・記録し、**状況証拠**を残します。

掲示板等の管理者への削除依頼



速やかに、「管理者へのメール」「お問い合わせ」表示から管理者へのメール送信につなげて、掲示板等のサイト管理者に削除依頼の連絡を行います。学校のパソコンやメールアドレスを使って行うことが適当であり、個人の所属・氏名等を記載する必要はありません。

掲示板等のプロバイダー等への削除依頼

それでも削除されない場合や、管理者の連絡先が不明の場合は、プロバイダーに削除依頼のメールを送信する（プロバイダーを調べるサイトを探すには、検索エンジンで「whois 検索」を入力）か、最寄りの警察署生活安全課や地方法務局に相談する方法があります。

「無料通話・メールアプリケーション（以下、コミュニケーションアプリという。）」を使ったコミュニケーショントラブルが増えています。

これらのコミュニケーションアプリを使うと、特定の友人だけでグループが構成でき、グループ内だけでメール等のやりとりがなされます。インターネットと異なり、閉鎖性が強く、外部からの監視や指導が大変難しいことも特徴です。

メール上でのささいな言葉の行き違い、返信の遅れなどがトラブルの原因となり、これがいじめにつながることもあります。

このコミュニケーションアプリには、グループ内の特定の児童生徒をグループから除外できる機能があります。この機能を使えば、トラブル発生時に、特定の児童生徒をグループから排除することもできます（仲間はずし）。排除された児童生徒は大きなショック（心理的影響）を受けるとともに、いじめに発展することもあります。

トラブルを未然に防止するには、日頃から児童生徒に対して、情報モラルやコミュニケーションのルール、マナーの指導等を発達の段階に応じて継続的に行うことが大切です。例えば「顔を合わせて話をすることで相互理解が深まり、誤解が生じにくくなること」、「アサーティブなコミュニケーションの方法」、「WIN・WIN の関係のつくりかた」、「インターネットの特性や危険性」等について指導します。

また、保護者に対しても、PTA の研修会等を通じて啓発することが必要です。

7 保護者への対応

被害者の保護者への対応

保護者は、子どもが安心して、元気に学校へ通えることを望んでいます。まず保護者の不安や怒りを真摯に受け止めるとともに、教職員と保護者のいじめに対する認識のズレがないように配慮することが大切です。



- ① 速やかに**家庭訪問**し、いじめの事実を冷静にかつ正確に伝えます。併せて、**被害者を絶対守る**という学校の姿勢を示し、取組方針を伝えます。
- ② 誠実に対応し、**信頼関係を構築**することが大切です。

絶対にしてはいけない言動

- ・ 人権意識に欠ける言動
- ・ 「被害者保護」を優先しない発言
- ・ 被害者の「苦しみ」に共感していない発言
- ・ 保身的で弁解に終始する発言
- ・ 電話だけの簡単な対応

- ③ 学校への**要望や批判は謙虚に聞き**、学校に非がある場合は、そのことを率直に認めます。
- ④ 全容が分かるまで、加害者の保護者への連絡を控えることを依頼します。
- ⑤ 保護者との連絡（被害者の保護、加害者への指導、交友関係の変化、被害者の様子、経過説明等）を緊密にとることが大切です。

加害者の保護者への対応

学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するためには保護者の協力が必要不可欠であり、力を合わせて解決をしていこうという姿勢を示します。さらには加害者が二度といじめをしないための方策を**一緒に考えていく**ことが大切です。



- ① 速やかに**家庭訪問**し、いじめの事実を冷静にかつ正確に伝えます。併せて、学校の取組方針を伝え、協力を求めます。
- ② 被害者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ③ いじめは許されるものではないという**毅然とした姿勢**も大切です。一方で、**保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安）を理解しようと努める**ことが大切です。
- ④ 誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、事実について指導し、よりよく成長させたいとの学校側の考えを伝えます。
- ⑤ 事実を認めなかったり、責任転嫁する保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針を示し、理解を求めます。
- ⑥ 保護者としての責任の果たし方や日常での児童生徒との接し方等とともに考え、本人の立ち直りを目指して協力してもらいます。

8 重大事態への対応

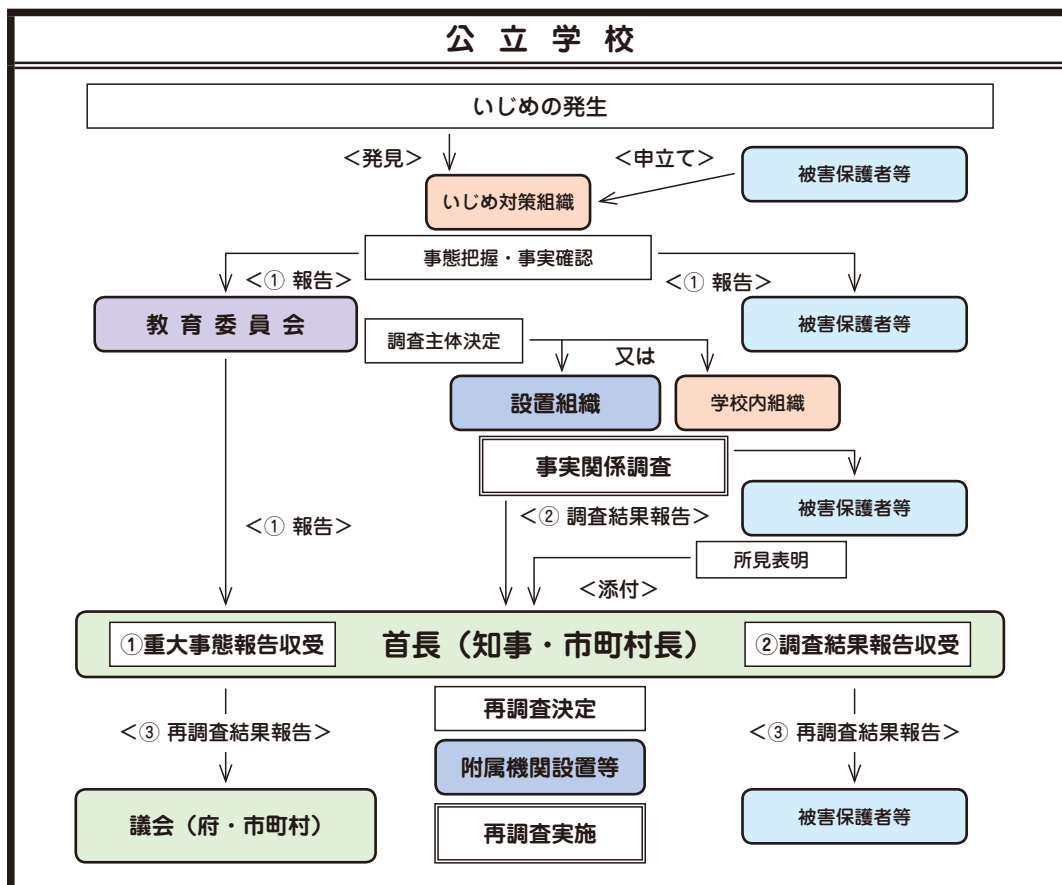
重大事態とは

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が次の①、②のいずれかに該当する場合はいいます。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた」場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大に被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、「相当の期間」とは年間30日を目安とします。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱います。



重大事態が発生した場合

- ① 府立学校は府教育委員会を通じて知事に、その他の公立学校は当該教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ② 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断します。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供します。
- ⑤ 調査結果を(調査主体が学校の場合は教育委員会を通じて)地方公共団体の長に報告します。
- ⑥ 地方公共団体の長が再調査を行う場合は、資料の提出等、調査に協力します。
- ⑦ 地方公共団体の長は、再調査の結果を議会に報告します。

VI いじめの未然防止

1 京都府いじめ調査について

京都府では、いじめを早期に発見、対応するため、「嫌な思いをした」というレベルから状況を把握できるように、平成25年度から児童生徒へのアンケート調査と聞き取り調査を組み合わせた「京都府いじめ調査」を実施しています。

平成25年度の文部科学省の調査では、京都府のいじめ認知件数は全国最多となりましたが、いじめを詳細に把握し早期に対応しようとした結果であると考えています。今後とも積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが大切です。

しかし、不登校等何らかの事情によりいじめ調査ができていない児童生徒がいます。これらの児童生徒にこそ重大ないじめが隠されているとの危機感をもって対応することが必要です。

さらに、アンケート調査等による実態把握だけでなく、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示すささいな変化や危険信号に気付く力を高めることが何よりも重要です。

2 学級経営

「悪いことは悪い」「ささいな事柄でも人として許されないことがある」など、**正義、公正、公平がいきわたる学級経営**に努めることが必要です。また、一人一人の子どもを大切にする、居場所をつくるという教職員の意識や日常的な態度があれば、学級内に不自然な関係ができにくく、これがいじめの未然防止につながります。あらゆる教育活動を通じて**人権尊重の精神**を培うことが大切です。

日頃から心がけておくべきこと

- ◎ すべての児童生徒への積極的な声かけによって**コミュニケーションを深めておくこと**（担任による定期的な面談も含めて）。
- ◎ 学級内の**グループ構成やその変化を常に観察**しておくこと。
- ◎ いじめアンケート調査等から得た情報を学級経営の改善につなげること。
- ◎ 児童生徒のささいな変化であっても、いじめ対策組織を中核として、学年・学級を超えて**教職員の間で情報を共有**しておくこと。
- ◎ わかる授業と個に応じた指導により、児童生徒の居場所をつくり、学ぶ喜びを体感させて**自尊感情を高めること**。
- ◎ 学校の取組の中で、自己有用感を高めること。
- ◎ 学級内のことを**担任一人で抱え込まない**で、他の教職員や管理職等に相談し援助を求めること。
- ◎ 一人一人の良さが発揮され、**互いを認め合う学級経営**を目指すこと。
- ◎ 児童生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級経営を目指すこと。

こんな学級経営になっていませんか？

- ◎ 特定の児童生徒・グループの意見ばかり取り入れる。
- ◎ **特定のグループの意見に迎合**してしまう。
- ◎ 孤立しがちな児童生徒に対して声かけや援助を躊躇してしまう。
- ◎ 児童生徒の**乱暴な発言や不穏当な発言を放置**する。
- ◎ 児童生徒のルール違反を黙認する。
- ◎ 「キモイ」「ウザイ」「死ね」等の人権意識に欠ける言葉遣いを、指導せず聞き流す。

いじめ防止の新たな手法

グループ エンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力が育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級経営や保護者会等に活用できます。
ピア・サポート 活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支え合う関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。
アサーション トレーニング	「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分が伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。
ソーシャルスキル トレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」等がトレーニングの目標となります。
アンガーマネジ メント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して、「きれる前に身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を在外化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」等の段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。
ストレスマネジ メント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。はじめにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習します。危機対応等によく活用されます。

出典：「生徒指導提要」平成22年3月 文部科学省

そのほか、近年、学校でも注目されているのがピア・メディエーションです。「仲間による仲裁」とも訳され、けんかやトラブル、いじめなどについて友達の間でうまく仲裁することや対立する両者の間を取り持ち、双方の言い分に公平に耳を傾けた上で、合意点を探って解決に導くということを目指した手法です。

（「法やルールに関する教育」ハンドブック P39、40、59を参照）

3 教職員の言動・姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめの未然防止として最も大事なことは、日々の教職員の姿です。**教職員の言動・姿勢は児童生徒に大きな影響を与えます。**

また、いじめは見えにくくなる傾向があるため、アンテナを高く保ち、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さない人権感覚、日頃から児童生徒が相談しやすい雰囲気と信頼関係、「**いじめは絶対に許さない**」という妥協のない厳しい姿勢が必要です。

日頃から心がけておくべきこと

- ◎ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を児童生徒に示すこと。
- ◎ 児童生徒が**教職員への信頼感**と学校生活に安心感をもてるような言動・姿勢を心がけること。
- ◎ 児童生徒が**萎縮しないよう**、乱暴で高圧的な言動は慎むこと。
- ◎ 個々の児童生徒を注意深く**観察する姿勢**を常に持ち続けること。
- ◎ 児童生徒からの相談は「**いつでも聞く**」という姿勢を示すこと。
- ◎ 児童生徒の**思いに耳を傾ける**こと。
- ◎ 個人の**プライバシーを守る**こと。
- ◎ 欠点を見つけるのではなく、児童生徒の**良いところに目を向ける**こと。
- ◎ **いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである**という認識を持ち、「自分の学校では、いじめなんか起こるはずがない」と思い込まないこと。

こんな言動・姿勢はありませんか？ こんな指導になっていませんか？

- ◎ 児童生徒に対する人権上の配慮を欠いた言動・姿勢
- ◎ 児童生徒の上下関係を肯定・助長するような言動・姿勢
- ◎ 児童生徒に対する抑圧的で一方的な言動・姿勢
- ◎ いじめに対して妥協・黙認してしまうような言動・姿勢
- ◎ 教職員間でのパワハラまがいの乱暴な言動・姿勢
- ◎ 過度に児童生徒の競争意識をあおったり、比較し、差を強調するような言動・姿勢

4 いじめの理解と教職員研修

いじめの未然防止のためには、全教職員が一致して、管理職のリーダーシップのもと、人権が尊重された学校づくりを行うことが重要です。

いじめの未然防止には、児童生徒のささいな変化や危険信号を見逃さない教職員の人権感覚が求められます。そのためには、教職員の人権意識を高め、いじめに対する認識を深めるための研修が大切です。いじめを子どもの人権問題として位置づけ、継続的かつ計画的に校内研修を実施していく必要があります。

特に、携帯電話やスマートフォンを用いたインターネットや SNS 上で発生するいじめは、その技術進歩の早さも相まって、態様の変化が早いことが特徴です。日々、情報を収集するとともに、早い段階での指導・対応に心がけましょう。

教職員研修の具体例

- ◎ 年度初めに、全教職員で各校の「学校いじめ防止基本方針」を確認します。具体的な取組についても共通理解を図り、方針に修正が必要であれば協議します。
- ◎ 各校で実施するアンケート調査や聞き取り調査を機械的に処理するのではなく、学級・学校の特徴を分析し、その情報を全教職員で共有します。加えて、未然防止の取組の充実に向けて協議します。
- ◎ 総合教育センター等の研修に参加した教職員が、他の教職員に対して伝達講習を行います。
- ◎ 「法やルールに関する教育」ハンドブックを活用し、全教職員で研修を行い、児童生徒の発達の段階に応じて、いじめの未然防止に学校全体で取り組みます。
- ◎ 「教職員人権研修ハンドブック」や「人権学習資料集」、「人権学習実践事例集」を活用して、研修会を実施します。
- ◎ 国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」を活用して、いじめへの理解を深めます。
- ◎ 新聞等で報道された事象や自校で起こった事象を活用して、事例研究形式の研修で、いじめに対する認識を深めます。自校の事象を用いる場合は、プライバシーに十分配慮します。
- ◎ PTA との共催で、外部講師を招聘するなどの研修会を実施します。

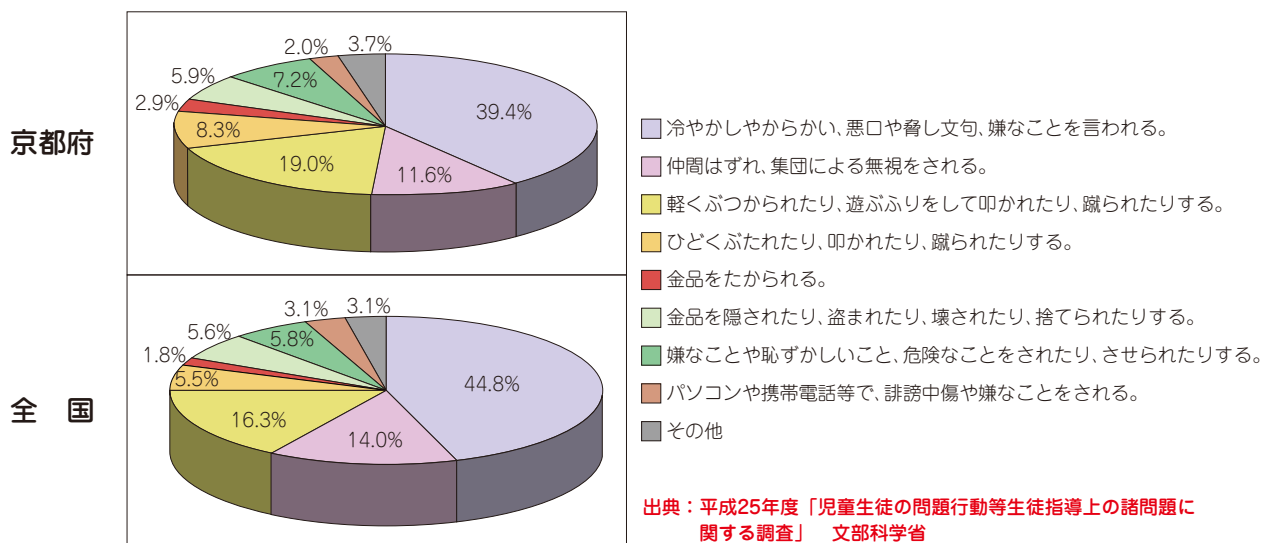
5 家庭・地域社会との連携

いじめの未然防止には、家庭・地域社会との連携が不可欠です。とりわけ、保護者とは「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識をもつことが大切です。学校・家庭・地域社会が連携し、見守ることで児童生徒の「包み込まれているという感覚」を高め、それがいじめの防止につながります。

日頃から心がけておくべきこと

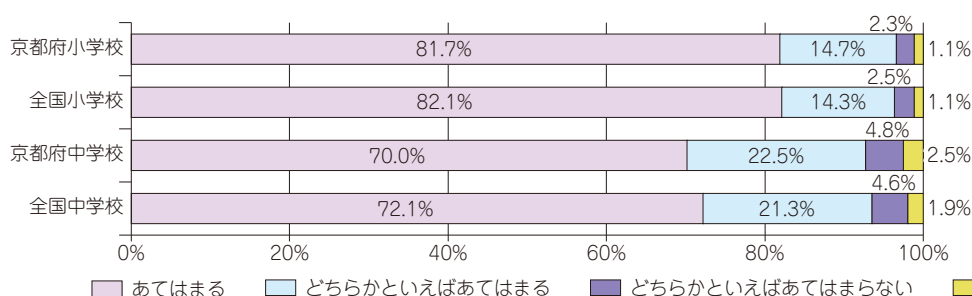
- ◎ 児童生徒のささいな変化や危険信号について留意するとともに、多くの情報を集めて正確な状況の把握に努めること。また、気になる場合はきめ細かく家庭訪問をするなど、**迅速に家庭と連携し、情報を共有すること。**
- ◎ PTAの人権研修会等でいじめに関する理解を深め合うこと。
- ◎ 保護者にPTA活動への参加を促し、**ネットワークづくり**に努めること。
- ◎ 学校から家庭・地域社会に対して積極的に情報を発信し、また家庭・地域社会からの声に真摯に耳を傾けながら、**開かれた学校づくり**に努めること。
- ◎ 地域の行事等に関心を持ち、積極的に参加するとともに、**児童生徒にも行事への参加を働きかけること。**
- ◎ 学年・学級の取組の様子を**学年・学級だより**などの発行により積極的に伝え、保護者に理解してもらうよう努めること。
- ◎ スクールサポーター等と連携した非行防止教室を開催し、保護者への周知・**積極的な参加**を促すこと。(授業参観日に開催するなどの工夫)

グラフ2 いじめの態様



グラフ3 いじめに関する意識

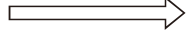

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対する児童生徒の回答



京都府の小・中学校とも「いじめは絶対にいけない」と回答した者の割合が全国平均に比べて低い。

出典：平成26年度「全国学力・学習状況調査」 文部科学省

VII 相談に関する専門機関（子ども・保護者に紹介している連絡先）

- ◎全国統一24時間いじめ相談ダイヤル【毎日24時間対応】 0570-0-78310
- ◎京都府総合教育センター
 - ◆ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】
075-612-3268（3301）
0773-43-0390
 - ◆メール教育相談（携帯電話の場合は、受信拒否設定を解除してください。）
<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>  
あるいは「メール教育相談 京都」で検索してください。
- ◎ネットいじめ通報サイト【毎日24時間対応】
 - パソコンからは <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
 - 携帯電話からは <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/knetijime.htm>
- ◎少年サポートセンター ヤングテレホン【毎日24時間対応】 075-551-7500
- ◎京都いのちの電話【毎日24時間対応】 075-864-4343
- ◎子どもの人権110番 0120-007-110

いじめの防止等のために

- ◆ スクールカウンセラーや養護教諭を含めた教育相談担当者との双方向での情報交換が常にできる関係をつくり、連携を密にすることが大切です。
- ◆ 「暴力・傷害」や「窃盗の強要や恐喝」等の場合は、「犯罪」であるので警察等との連携が必要になります。
また、子どもの家庭事情等が複雑に関わり合っている場合には、児童相談所や民生児童委員に協力を求めることも必要です。